

特別養護老人ホームたかね荘 利用料

単位：円/日、()は単位数

科 目		金 額				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料	個室・多床室	567 (559)	636 (627)	707 (697)	776 (765)	844 (832)
日常生活継続支援加算		介護福祉士の資格を持つ介護職員を介護保険法で定められた割合以上配置				37 (36)
看護体制加算(Ⅰ)		常勤の(正)看護師を1名以上配置				4 (4)
看護体制加算(Ⅱ)		看護職員等により、24時間連絡体制を確保し健康上の管理を行います。				9 (8)
夜勤職員配置加算Ⅲ		夜勤時間帯(早朝、夜間)に介護・看護職員を基準より上回って配置した場合				17 (16)
個別機能訓練加算		機能訓練指導員等が、機能訓練計画に基づき機能訓練を実施した場合				13 (12)
栄養マネジメント加算		栄養・ケアマネジメントを実施した場合				15 (14)
褥瘡マネジメント加算		褥瘡の発生に係るリスクを評価し、リスクが高い方には褥瘡ケア計画に基づきケアを実施した場合				11 (10) 1月につき
口腔衛生管理体制加算		施設の口腔ケア計画の作成や歯科医師等の技術的助言・指導を受けている場合				31 (30) 1月につき
その他加算	療養食加算(療養食を提供した場合)				6 (6) 1食につき	
	低栄養リスク改善加算 (低栄養状態を改善するため、栄養ケア計画を作成しケアを実施した場合)				305 (300)	
	経口移行加算(経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合)				29 (28)	
	経口維持加算Ⅰ(経口維持を行うための栄養管理を実施した場合)				406 (400)	
	口腔衛生管理加算 (歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施した場合)				92 (90) 1月につき	
	再入所時栄養連携加算 (入院後に、入所中とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定して、再入所した場合)				406 (400) 1月につき	
	看取り介護加算Ⅰ 1,298 (1,280) 死亡日、690(680)前日又は前々日の場合					
	排せつ支援加算 (排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画に基づくケアを実施した場合)				102 (100)	
	初期加算 入所又は1カ月を超える入院から再入所した場合(30日間算定)				31 (30)	
	福祉施設外泊時費用 (病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊した場合、月6回限度)				250 (246)	
	外泊時サービス利用費用 1月6日間を上限 (外泊をされた際に施設職員が提供する在宅サービスに係る費用)				568 (560)	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		(介護職員等の賃金改善等を実施し基準を満たしている場合) 所定単位数(基本料+各加算)×11.0%を1月につき算			
介護保険の負担限度額の区分		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
居住費	個室	320	420	820	1,171	
	多床室	0		370	855	
食費	朝食のみ	300	380	380	382	
	昼・夕食のみ		390	500	505	
	朝+昼食			650	887	
	昼+夕食				1,010	
	朝+昼+夕		1,392			
日常生活費	タオルリース料(タオル、バスタオル、おしぼり)				93	
	洗顔用品(シャンプー、リンス、ボディソープ、歯磨き粉)				11	
	消耗品(ティッシュ、ペーパータオル等)				6	
	合 計				110	
預かり金管理料		通帳及び小口現金の出納管理				200 1月につき
電気代		個人で持ち込まれる電化製品(テレビ、冷蔵庫等)の電気使用料				30
嗜好品の飲料		ジュース類(水分補給としてのお茶・施設ケア又は行事の一環として提供するスポーツドリンク等以外で嗜好品として別に飲み物を希望された場合)				ジュース(1杯) 30 コーヒー(1杯) 10
散髪代		毎週月曜日(第3月曜は休み)9:00から外部業者による理美容を行います。料金は別途かかります。(1,630円/回～)				
死後の処置料		死後の処置に係る費用(処置材料、技術料)				7,850

- 注1) 料金表の金額は、1日当たりの利用料(1割負担の場合)の目安を表示したものです。1ヶ月の合計単位数で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- 注2) 坂町は、地域区分が「7級地」であるため、単位数の合計に10.14円を乗じた金額が料金となっています。なお、利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証により1割又は2割負担です。(介護保険料滞納者の場合は3割負担)
- 注3) 居住費・食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、認定証の区分に応じてお支払いいただきます。
- 注4) 日常生活費は、タオル類、洗顔用品、消耗品(ティッシュペーパー、ペーパータオル等)の身の回り品として日常生活に必要なものです。持ち込まれる場合は負担の必要はありません。
- 注5) 通帳の管理、医療費や散髪代、お買い物代等のお支払い代行をご希望される方は、出納管理に必要な経費をご負担いただきます。ご家族様等でその都度、必要経費をご持参される場合やお支払い対応をしてくださる場合は負担の必要はありません。
- 注6) テレビ、冷蔵庫、電気毛布等の電化製品を持ち込まれた場合の電気使用料です。
※携帯電話の充電器や電気髭剃り等の小型家電は除きます。施設が健康管理上、必要と認める電化製品(酸素濃縮器等)の使用については負担の必要はありません。
- 注7) 嗜好品としての飲料を希望された場合には、1杯(約200ml)単位でのご提供となります。
- 注8) 料金表以外に行事等の関係で、実費負担となる場合があります。